

J A別に担い手対応体制づくりを提案 －徹底した課題分析と進捗管理で J A支援－

①新潟県本部は平成18年に担い手支援部担い手支援課を設置した。県本部の方針は「J Aの担い手対応が実際に機能する仕組みづくり」とし、J Aそれぞれの実情に合わせて担い手対応体制づくりを「J A別に提案」した。職員は10人。

②実態把握に基づいた全32 J Aへの個別提案会を18年8月から12月まで26会場で開催。J A側は常勤役員、企画・管理担当部長が出席、J Aのなかで担い手支援部署が明確に位置づけられ機能することの重要性を強調した。また、県中央会も同席し連携を図った。

③全J Aで担い手の定義の明確化とリストアップを進めている。J Aの出向く体制づくり支援の視点は、△合併 J Aでは専任担当者の設置、△未合併の小規模 J Aでは営農指導員から涉外担当を選任し徐々に涉外活動を広めていくこと。また、J Aと協議して「重点経営体」を選定、同行訪問している。

■現場で「機能する」体制をいかに作るか？



県本部・相田部長

「J Aごとに実態はさまざま。『J A別に課題を詰める』、担い手対応の体制づくりはこれに尽きる」。新潟県本部担い手支援部の相田八郎部長と小林博課長はこう口をそろえる。

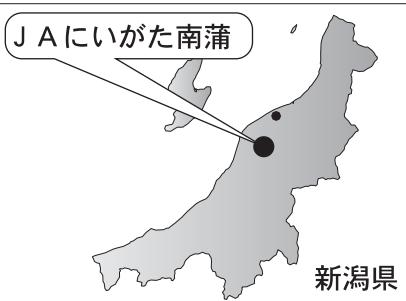
県本部担い手支援部担い手支援課が立ち上がったのは18年3月。部長以下、10名のスタッフで県内 J Aへの支援体制を稼働させた。

県本部ではこれに先立つ16年度に生産資材部内に「大規模農家推進グループ」を設置、J A利用度の低い農業者に対するJ Aの営農経済渉外体制構築と担当者の育成に取り組んできた。J Aと県本部職員との同行訪問を推進し、大規模農家の高度化・専門化するニーズに対応するためのJ Aの訪問活動定着をめざした。しかし、いくつかのJ Aが営農経済渉外員を設置したものの、渉外活動は「なかなか機能しない」という現実（相田部長）にぶつかり、より実効性ある体制づくりが課題となっていた。

こうしたなか、担い手重視の農政転換を前にした18年度からのJ Aグループあげての担い手対策では、県中央会が「担い手づくり」を進めることをふまえ、県本部としては「J Aの担い手対応が実際に機能する仕組みづくり」に狙いを絞った活動展開をめざした。

「担い手重視の農政に対応できるJ Aの体制がな

ければ、この転換は乗り切れない。たとえば担い手のニーズを把握し、それに



対応する渉外活動を組み立てていかないとJ Aの事業も伸びていかない、といった意識改革が今、求められている」（相田部長）。

こうした意識改革に支えられた「実際に機能する『出向く』担い手対応体制」をどうつくるかーー。県本部が取り組んだのはそれぞれの実態に合わせて担い手対応体制づくりを「J A別に提案する」ことだった。

■到達可能な目標を提案

提案を行うためには各J Aの現状を把握する必要がある。

まず問題としたのがJ Aとしての「担い手の定義」があるかどうか。定義がされていなければ、地域実態を勘案した担い手の考え方を明確にすることをJ Aに求める。

また、組合員の営農台帳をJ Aとして整備しているかどうかも提案レベルに関わる課題だとして実態把握をした。経営規模、栽培作物、J Aの利用度、家族構成などをまとめた営農台帳がなければ、今後J Aがターゲットとすべき農家が明確になってこないからだ。

こうした実態把握に基づいた全32JAへの個別提案会を県本部は18年8月から12月まで県内26会場で開催した。

提案会にはJA側からは、常勤役員、企画・管理担当部課長、営農・経済担当部課長などが出席、また、県中央会の担い手対策推進室も同席し中央会との連携もとった。

提案会が終了した18年12月末時点のまとめでは、「担い手の定義済みJA」が13、「担い手のリストアップ済みJA」が8JAでリストアップされていたのは3755経営体にとどまっていたが、その後、全JAで担い手の定義の明確化とリストアップを進め、19年3月末時点で総リストアップ数2万4968経営体となっている(合併により3月末時点では全26JA)。

一方、JAの出向く体制づくりについては県域マスタートップランでは専任涉外担当者の設置となっていたが、小林課長によると「ちょっと背伸びをすればワンランク上に行ける体制づくりを提案した」という。一律に専任体制づくりを求めるのではなく、JAの実態に合わせて営農指導員に涉外を兼務させるか、営農経済涉外員の活動を強化するか、あるいは担当者を本店に置くのか、支店に置くのかなどについて詳細な提案を行った。

担い手対応体制づくりの提案は、概ね合併JAには専任担当者の設置を求め、未合併の小規模なJA

には営農指導員のなかから涉外担当を選び兼務で取り組みを始めて、徐々に涉外活動のウエートを高めていくことを提案したという。

涉外担当者の人数も「担当者1人あたり50経営体」を目安に提案した。たとえば、JAがリストアップした経営体が200であれば涉外担当者は4人必要になる、という具合に担い手のリストアップ・登録と具体的な涉外体制づくりは密接につながっていることをJAに示したという。

■訪問活動を定着させるために重点経営体を選定

また、この取り組みのなかで重点的に訪問する担い手をJAと確認し、重点経営体と位置づけて同行訪問を行うこととした。

重点経営体の選定要件は、①JAの購買・販売利用率の低い既存の法人など大規模経営体、②新規に立ち上げされる法人、集落営農組織、③JAの園芸部会などのリーダー的経営体、④青年部や法人協会など生産者組織の役員。

1経営体あたり月1回以上の訪問を目標としてJAと協議のうえ販売・購買関連の利用拡大、担い手支援具体策の提案、販売提案など具体的な推進項目も決めることにした。



No. 1
平成19年11月12日
発行：JA JA・全農にいがた

「新・品揃え枠」取扱要領制定

～需要のある「こしいぶき」を中心とした銘柄誘導を進めましょう～

1.はじめに

本県産コシヒカリは、「全国的な米の過剰基調」や「消費者の低価格志向」等により、平成17・18年産と2年連続して、販売苦戦となりました。

近年の販売苦戦により、本県の「需要実績（消費者に届けられた数量）」は、平成15年産をピークに減少傾向にあります。

【本県の需要実績（消費者に届けられた数量）の推移】（単位:t）

年産	13年産	14年産	15年産	16年産	17年産	18年産
需要実績	599,931	653,161	668,798	635,644	546,550	最低見込

しかしながら、「県需要量情報（県全体の生産数量目標）」は、過去6年の「需要実績」のうち、最高値と最低値を控除した中庸4年の平均値で算定するため、平成19年産までは、増加傾向にありました。

【本県の需要量情報（県全体の生産数量目標）の推移】（単位:t）

年産	15年産	16年産	17年産	18年産	19年産	20年産
需要量情報	557,470	587,320	592,810	589,260	596,500	大幅減少

平成20年においては、需要実績が減少傾向にあることから、大幅な生産調整強化局面を向かえることがほぼ確実となっています。

本県農業は、コシヒカリの生産量が多すぎる現状を見つめ直し、的確な需給調整を図ることを大前提に、多様な品揃えを実践し、需要に応じた売れる米づくりを一層進める時期にきています。

「コシヒカリ以外銘柄米」の品揃えの拡充を促進させるため「新潟県米政策改革推進協議会」は、「市町村別需要量情報」の「算定基準」の一部に「新・品揃え枠」を設定しました。

生産者は、方針作成者（以下、JAという）と連携し、「新・品揃え枠」を活用し、需要に応じた売れる米づくりを進めましょう。

1



No. 4
平成19年11月12日
発行：JA JA・全農にいがた

農業機械 点検整備のおすすめ



組合員のみなさまは、ご愛用いただいている『農業機械』のお手入れをきちんとされていますか？

農繁期に機械が故障し、作業適期を逃して作業の計画を大きく狂わせてしまい、「事前に点検しておけばよかった…」と思いついた経験はありませんか？

そこで、今回は、点検整備の重要性や、そのポイントについてご紹介いたします。

1. 点検整備のメリット

…なぜ農業機械は点検整備が必要なのでしょうか？

(1) 使用前、使用後の点検・整備は機械の寿命を延ばします。

(2) 故障の心配もなく、快適な作業と安全運転につながります。

(3) 逸労農業と作業精度の向上が見込めます。

点検整備をきちんとおこなえば、機械が長持ちし、安全な作業がおこなえるなど、いいことづくめです。

2. 点検整備の内容

～異常の有無をチェックする習慣をつけましょう！

(1) 日常点検

・日常点検は、使用者自らが機械を使用するときにおこなう点検です。

①機械の運転前

②運転中

③作業終了後

・以上3時点で異常の有無を確認するだけでもずいぶん違うものです。

1

重点経営体の選定は、継続的に接点を持つべき経営体をJAとともに確認することが目的で、その経営体に県本部職員が同行訪問するのは「担い手に出向くJAの体制を定着させることが狙い」と相田部長は強調する。

重点経営体は25JAで217がリストアップされている。

■ JA別に実態分析し担当者がフォロー

県本部との提案会を経て各JAは担い手対応体制づくりを推進した。その実践状況について県本部は19年度は実態分析に力を入れてきた。

県本部の19年度上半期の分析では「担い手に出向く体制づくり」を整備したのは、14JA。このうち実際に「出向いている」と評価されたのは2JAで、

「出向き始めている」が10JA、そして体制は作ったものの「出向いていない」と位置づけたのは2JAとなっている。

一方、出向く体制づくりそのものを行っていないのは12JAだが、このうち小規模な6JAでは特段の体制づくりを行わなくてもリストアップした担い手に現行体制で十分対応していることがJAとの間で確認された。しかし、残る6JAについてはまだ体制整備されていないという実態にある。

こうした分析をしたうえで県本部では19年度下半期の課題を明確にし現在、その実践中だ。

たとえば、体制が整備され出向いていると評価されたJAには「出向く体制のフォローと通年にわたる同行推進」などを取り組み事項とし、出向く体制はできたものの実際には「出向いていない」とされたJAには「出向けない要因分析とJA経営層への働きかけ」、「改善策の整理・提案と複数担当者による推進で『出向き始めた』グループへ誘導を図る」などと整理されている。

また、出向く体制づくりそのものが課題となっているJAに対しては、JA経営層への再提案と協議、それに基づくフォローを課題としている。

これらはあくまで取り組み事項の概要であり、個別にはもっとポイントが具体化されている。

たとえば、あるJAでは「通常業務が優先され定期的に出向く体制が確立されていない」との課題分析をもとに、下半期のJAの取り組み事項として「訪問活動基準の作成」をあげている。そして県本部担当者は「活動要領・基準の作成支援と同行訪問」に取り組む、としている。また、「一律的な訪問では不在が多く効率が悪い」が課題となっているJAについては

「階層別訪問目標を明確に設定し有効面談を増加する」が取り組み事項として示され、県本部は「階層別訪問体制の確立に向けた同行訪問の推進」を支援事項とした。このような重点事項が26JA別に整理されている。

「重点事項とはいえば『一言でいえばここがこのJAの課題』として明確化したもの。実態はかなり分析できた。後はどう実践し達成点を示すか」と小林課長は強調する。

■ 出向く活動の定着に専任体制も視野

J Aにいがた南蒲では14年度から営農指導業務の階層化をめざして、農家を大規模・担い手層、兼業農家層、自給的小規模層に分けてそれぞれの対応方法を検討してきた。

一方、経済事業改革の一環として物流・配送機能の見直しと支店集約も検討し、19年2月に2つの営農センターを建設し、8支店の営農・経済部門をここに集約した。

このような施設、機能の集約化を進めるなかで大規模・担い手層には個別対応、兼業農家層には集落単位での対応、そして自給的小規模層には営農センターと資材引取拠点での窓口対応を基本とする方向で営農経済活動を再編した。





J Aにいがた南蒲の麁澤部長(右)と県本部の小柳さん
このうち担い手対応をめざした専門指導員は本店
4名と2つの営農センターで24名の計28名体制を
19年度に導入した。米穀、園芸などの営農指導員を
中心に兼務体制で臨んだ。担い手は生産者への意
向調査に基づきJ Aの定義による経営体も含めて
1573経営体をリストアップした。

一方、兼業農家層への集落単位の対応体制として
地域対策班を設置、30名体制で、生活事業も含めた
営農経済渉外活動を行うことにした。そして、その他の
組合員については前述したように資材引取拠点での
サービス補完を行うことにした。

また、19年度では品目横断的経営安定対策に対応
するため、営農企画課と営農センター内に設置した
農業支援センターの職員が中心となり、認定農業者
づくりや法人、集落営農の組織化に力を入れ、514経
営体が対策に加入した。

組織設立から加入申請業務、税務対策などについて
集合研修を実施し「514経営体とJ Aはすっかり
親しい関係ができた。この取り組みは一定の評価を
いただいてもいいのではないか」と麁澤文雄営農経
済部長は話す。

■渉外活動の重要性を 十分に理解させる

ただし、担い手への個別対応を含む階層別対応に

ついては、組合員の理解がなかなか得られていない
のが実態だという。

「支店の集約によってJ Aとの物理的な距離は遠
くなるかもしれないが、その代わり顔を出し情報を
提供しますから、と説明した。しかし一方では階層別
対応も導入したため、なぜわが家には来ないのか、とい
う根本的な批判も出た。また、出向く体制といって
も兼務のため実際には継続的な訪問もできなかつた。
こうした取り組みを通して、組合員は人とのつながり
を求めていることを改めて実感。今後も組合員への
十分な説明と渉外活動の必要性についての職員研
修が必要だと考えています。」

それでも新たな法人を中心に36経営体を重点経
営体とし、県本部との同行訪問を継続してきている。
とはいえるが、県本部主導の同行訪問になっている面が強
いことから、J Aでの担い手対応体制の再構築に向
けて県中央会、県本部の提案で「担い手対応プロジエ
クト」を立ち上げることになった。

「担い手にとっては農業所得によって生活が成り
立つことが必要だ。そのためには米単作ではなく複
合経営化への支援が重要でそれがJ Aにとっての担
い手事業の中心になると想っている。こうした事業
を推進するには担当者のうち少なくとも中枢部は専
任体制にしなければならないのではないか」と麁澤
部長は今年度の実践を振り返ってこう考えている。

県本部では今後、重点J Aを絞って出向く体制づ
くりを構築、活動を定着させたモデルJ Aをつくり
あげ、成功事例として他のJAへの波及効果をもたら
す取り組みに力を入れる方針だ。

なお、ここでは詳しく触れなかったが、当然、県本
部独自の担い手支援具体策は策定されている。ただ
し、同行訪問の際に県本部として担い手に具体的な
メニューを直接説明することは基本的にはしないと
いう。「J Aが自分のものとして担い手に提案する
ことが必要」との考え方だ。

「農家に出向き信頼されれば農家の経営を良くす
ることができる支援策を提案できる。そうすればJ
Aの事業量は自ずとついてくる。担い手とJ Aとの
関係構築支援を県本部は重視していきたい」と相田
部長は話している。